

総管第539号
平成12年12月7日

各都道府県 }
各指定都市 } 動物愛護管理行政主管部（局）長 殿

内閣総理大臣官房管理室長

動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等
に関する基準の解説について

各都道府県・政令市におかれましては、動物愛護管理行政の推進について、平素より格段の御協力をいただきありがとうございます。

さて、動物の保護及び管理に関する法律の一部改正（平成11年法律第221号。平成12年12月1日施行）に伴い、動物の愛護及び管理に関する法律第11条第1項の規定に基づき定められた、動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び管理の方法等に関する基準（平成12年6月30日総理府令第73号）は、動物取扱業者が取り扱う動物の健康及び安全を保持するために、飼養施設の構造及び取り扱う動物の管理の方法等に関し遵守しなければならないものであります。

今般、この基準の解説を別添のとおり作成しましたので、動物取扱業者に対する規制を実施する上での技術的助言として参考とされますようお願いいたします。

また、貴管下の動物取扱業者に対する本件の周知方につき御配慮願います。

別 添

動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準（平成 12 年 6 月 30 日総理府令第 73 号）について

この基準は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、動物取扱業の届出を行った者（動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 221 号）附則第 4 条第 1 項の規定に基づき届出を行った者を含む）が、動物の健康及び安全を保持するために飼養施設の構造及び取り扱う動物の管理の方法等に関し遵守しなければならないものである（法第 11 条第 1 項）。

都道府県知事及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長は、動物取扱業者がこの基準を遵守していないと認めるときは、飼養施設の構造及び動物の管理の方法を改善するよう勧告及び命令を行うことができることとし（法第 12 条）、命令を受けた者がその命令に違反した場合には、30 万円以下の罰金に処するものである（法第 28 条）。

（用語）

第 1 条 この府令で使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

・「動物」とは、法第 8 条第 1 項に定められているとおり、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るものすなわち乳、肉、卵、羽毛、皮革、毛皮等の畜産物の生産及び乗用、役用、競争用等の畜力の利用の用及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除くものを

いう。

- ・「飼養施設」とは、動物の飼養又は保管のための施設をいい、動物舎等の恒常的な構造物を指すのみならず、ケージや水槽等の飼養又は保管のための設備等を備えた事業所内の区画又は領域を含めたものをいう。
- ・「動物取扱業者」とは、法第 8 条第 1 項の規定による届出を行った者（動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項の経過措置規定による届出を行った者を含む。）をいう。
- ・「動物取扱業」とは、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示その他政令で定める取り扱いを業として反復継続的に行うことをいう。

（飼養施設の構造）

第 2 条 法第 11 条第 1 項の総理府令で定める飼養施設の構造に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

法第 5 条第 4 項の規定に基づき定められた展示動物等の飼養及び保管に関する基準（昭和 51 年 2 月 10 日総理府告示第 7 号）「第 3 健康及び安全の保持」の中で、動物を展示する施設の設置等についての定めがあるが、本条では、今回の法改正で新たに規定された動物取扱業の規制を実施する上で必要な動物取扱業者に係る飼養施設の構造に関する基準を別途定めたものである。

一 飼養する動物の種類及び習性等に応じた飼養場所を確保するため、次の要件を備えていること。

以下は、飼養する動物の種類及び習性等に応じた飼養場所を確保するための要件を定めたものである。習性等の「等」は、動物の健康状態や妊娠、育子中などの特殊な状況下にある場合を意味しており、飼養する動物の群又は個体におけるこれらの状況を把握し、適切な飼養場所を確保することが求められる。

イ 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたくなど日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を有すること。

人工的な飼養環境下において、動物が自然環境下で行う捕食又は採食のための自由な移動等が可能なまでの広さを要求することは困難である。本規定は、動物がその飼養施設内において起居、飲食及び排せつ等の日常的生活行動が自然な姿勢で容易にできる平面的な広さと空間的なひろがり有することを求めるものである。

ロ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えていること。

犬又はねこ等定まった場所に排せつを行う習性をもつ動物には、衛生的に排せつが行える場所（トイレ用の容器、砂場等の設備）が必要である。樹木等に止まった状態で休息する鳥類には止まり木、海獣等の哺乳類、ペンギン等の鳥類及びヌマガメ等の爬虫類など湿潤な環境が必要なものにはプール等の水浴び場を設けること。その他ねこには爪研ぎ用の板、げっ歯類には歯噛み用の木片等動物がその習性又は生理上必要とする設備を用意すること。

ハ 過度なストレスがかからないような温度、通風及び明るさが保たれる構造であり、又はそのような状態に保つための設備を備えていること。

動物の飼養環境を整える上で重要な温度、通風及び明るさ（夜行性動物の場合の暗さを含む）を適切に保つために、飼養施設は夏の日差しによる暑さや冬の寒気による寒さに影響されにくい材質を使用した構造とするなど過度な寒暑を防ぐようにすること。また、採光のための窓、明かり取り又は人工照明及び通風のための窓、通風口又は換気扇等を設けること。動物の種類に応じて必要な場合には、空調機及びヒーター等の温度調節設備

を設けること。

「過度なストレス」とは、動物の健康及び安全を保持する上で悪影響を与えるような心身の緊張や圧迫が生じている状態をいう（以下第3条一のハ及び五のトにおいて同じ。）。

ニ 屋外又は屋外に面した場所にあつては、日照及び風雨等を遮る設備を備えていること。

屋外に面した場所に飼養場所を設ける場合には、日よけや屋根などを設けることにより、日照や風雨、氷雪等を遮ることができるようにすること。屋外に飼養場所を設ける場合にも、動物がこれらから退避できるような場所や設備を設けること。

ホ 疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物を、必要に応じて適切に隔離できる設備を備えていること。

疾病にかかり又は負傷した動物及び妊娠又は育子中の動物は、他の健全な動物との同居や展示等による刺激を避け、安静な状態で必要な処置が行われるようにするため、必要に応じて適切に隔離できる施設又は設備を設けること。

二 良好な衛生状態を維持するため、次の要件を備えていること。

動物の飼養場所における良好な衛生状態を維持するための要件を定めたものである。この場合の「良好な衛生状態」とは、飼養施設内に飼養される動物の健康に悪影響を及ぼさないことが前提である。また、動物によっては自らの匂いを施設内に残すことにより安心するものもある。行き過ぎた清潔状態や使用した洗浄剤及び消毒薬による臭気や刺激等により、動物

の居住性をかえって悪くする場合もあることに留意する必要がある。

イ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易であるなど衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。

飼養施設の内部は平滑で排水がよく、清掃等が容易に行えるなど良好な衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であることが望ましい。なお、汚水、ふん尿等の貯留により不衛生な状態にならない限りにおいて、床面は土壌又は砂地等の露出したものであっても構わない。最近、パーク（木皮片）を敷いて、排せつ物を微生物により分解させて処理する例もあるが、この場合においても飼養施設の面積とそこに収容する動物の数に応じて適切な周期で汚れたパークを交換するなどにより不衛生な状態にならないよう配慮すること。また、ふん尿を受け皿に落下させるために床面を格子又は網目状にしたケージや鳥かごは、動物の四肢等が落下し負傷するおそれのないような格子幅又は網目幅となるよう配慮すること。飼養施設内に設置する附属設備においても、清掃の妨げとならない構造であることが望ましい。

ロ 衛生的な水を十分供給できる給水設備を備えていること。

飼養施設、設備及び器具等の洗浄、従業員の手荒い並びに動物への給水等のために水道水等衛生的な水が十分に供給できる給水設備を設けること。

ハ 洗浄及び消毒に必要な器具又は設備を備えていること。

飼養施設、設備及び器具等を洗浄するために必要な給水設備及び洗浄槽等の設備を設けるとともにタワシやスポンジ等の洗浄用具及び洗浄剤を備えること。また、飼養施設、設備及び器具等を消毒するための消毒薬噴霧装置及び使用する器具等を浸漬できる深さ及び大きさを有する消毒槽等を必要に応じて設けること。

ニ 飼料等を衛生的な状態で保管するための設備を備えていること。

飼料等の腐敗、変敗又は汚染及びねずみや害虫等による食害等を防止するため、飼料等を衛生的な状態で保管することができる格納庫、保冷库などを備えること。

ホ 汚物等を一時保管するためのふた付きの容器を備えていること。

汚物等が廃棄物として適正に回収又は処理されるまでの間、衛生的に保管しておくためのふた付きの容器を備えること。草食獣のふん尿、わらやおがくず等の汚れた床敷などを堆肥として利用する場合があるが、この場合においても悪臭、汚水等により周辺的生活環境を損なわないようその保管及び処理に留意すること。

三 飼養する動物の逸走及び事故を防止するため、次の要件を備えていること。

飼養する動物の逸走及び事故を防止するための飼養施設の構造要件を定めたものである。飼養施設は、動物による人の生命、身体等への危害の防止及び動物が飼養施設外に出ることにより遭遇する事故防止の観点から動物の逸走を防止するとともに、外部からの刺激や外敵等から動物を守り、これらの刺激等で動物がパニックに陥ることなどにより発生する偶発的な事故を防止するためのものであることにも留意すること。

イ 飼養する動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて動物の逸走を防止できる構造及び強度であること。

動物の逸走を防止するために必要に応じて飼養施設の四方及び上部は、格子、柵、網及び強化ガラス等により囲うこと。四方の囲いの高さは飼養する動物の跳躍力、登攀力を考慮し、動物が乗り越えられない高さであること。また、飼養する動物の腕力、脚力、突撃などによる衝撃力に耐え得

る十分な強度を有する材質及び構造であること。さらに必要に応じて二重扉（外部に通じる第1扉と動物がいる場所に通じる第2扉の間に前室を設け、外部から飼養場所内に直接出入りできないようにしたもの）、防護柵及び空堀り等の逸走防止のための構造又は設備を設けること。地面に穴を掘って脱出するおそれのある動物を飼養する場合は、施設の床面はコンクリート等により基礎を固めるか、四方の金網、鉄格子等を十分な深さまで地中に埋め込むなどの措置を講ずること。

ロ 床、内壁、天井及び附属設備は、突起物、穴、くぼみ及び斜面等で飼養する動物が傷害等を受けるおそれがないような構造であること。

飼養施設の内面は、突起物による刺傷、穴への転落、穴、くぼみ及び急な斜面による転倒等の事故で動物が傷害を受けるおそれのない構造であること。飼養する動物が触れることができるような位置にある附属設備においても、突起や先鋭物等により動物が傷害を受けるおそれのない構造であること。ただし、ゾウなどの大型獣の飼養施設内において、動物の施設への激突防止及び飼育員の待避所設置のため、突起物若しくは棘を有する柵等を設ける場合はこの限りでない。

四 次に掲げる動物取扱業者に係る飼養施設にあっては、前各号に掲げるもののほか、それぞれ次に掲げる要件を備えていること。

前各号に定めた動物取扱業者共通の飼養施設基準に加えて、次の各号に掲げる特定の動物取扱業者の飼養施設における要件を定めたものである。

イ 保管業者及び訓練業者にあっては、飼養する動物間での感染症や闘争の発生を防止するため、顧客の動物を個々に収容するための設備を備えていること。

保管業者及び訓練業者に係る飼養施設にあっては、預託された動物間で

の感染症の疾病の感染や闘争の発生を防止するために個別の飼養施設を設けるか、又は飼養施設を仕切り等で区画すること。「個々に収容する」とは、動物同士の直接的な接触を回避することを意味し、感染症の疾病については、空気感染をも防止するための完全な空間的隔離までを求めるものではない。

ロ 展示業者にあっては、飼養する動物の習性及び生理に応じて運動場、水浴び場、砂場、営巣場、休息場等の設備を備えていること。

展示業者にあっては、その取り扱う動物の飼養保管期間が他業種と比較すると通常長期に及ぶので、可能な限りにおいて動物の習性及び生理に応じて、運動場や水浴び場、砂場など飼養する動物の快適性に配慮した設備及び繁殖活動等に必要な営巣場所又は分娩室、育子室等を設けること。

(動物の管理の方法等)

第3条 法第11条第1項の総理府令で定める動物の管理の方法等に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

動物取扱業者が飼養する動物の管理の方法等の基準について定めるものである。

業として動物を反復継続的に取り扱っている動物取扱業者は、社会に対して動物の愛護と適正な飼養のあり方について業務を通じて広くまた密接に関係することから、法第5条に定められた「動物の所有者又は占有者の責務等」に加え、動物の健康及び安全を保持する上で必要な動物の管理基準を設けるものである。

一 動物の種類、習性等に応じた飼養が行われるよう、次に掲げる方法により管理を行うこと。

動物の種類、習性等に応じた飼養を行うための管理方法について定めたものである。

イ 飼養する動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じた給餌及び給水を行うこと。

動物の種類によって与える餌の種類及び量、回数並びに給餌方法等について配慮することが必要である。動物の発育状況や健康状態等に十分注意を払い、適切な栄養価及び質を有する餌を与えること。特に、人工又は代用飼料が普及しておらず、給餌方法等についても確立していない野生動物を飼養する場合には、文献や同属あるいは近縁動物の飼養経験者などから飼養に係る情報をなるべく事前入手し、動物の栄養要求量に最適な給餌に近付けていくよう餌の種類や給餌方法を研究することが必要である。また、季節変化や成長及び繁殖期などによる動物の体調の変化に応じた給餌量の増減と餌の種類の変更も必要である。給水についても衛生的な水がいつでも飲めるようにしておくこと。さらに動物にはその能力、性格などに個体差があることにも留意し、その個体差に応じた対応ができるよう個体の識別に努めるとともに、群れで飼養する場合は動物の数に応じた給餌の量や方法に配慮する等により餌や水を摂取できない個体が生じないように配慮すること。

ロ 異種又は複数の動物を同一飼養施設内で飼養する場合には、飼養する動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争の発生を避けるようにすること。

異種動物を同一飼養施設内で飼養する場合には、肉食動物とその狩猟対象動物を同居させないことは当然であるが、その他テリトリーや採食が激しく競合する異種動物を同居させないなど過度な動物間の闘争による傷害事故が発生しないような組合せを考慮することが必要である。また、同種動物であってもテリトリー又は採食の競合及び繁殖期におけるペアリングの競合等による過度な動物間の闘争の発生を避けるために必要な場合は、競合する個体同士を引き離すなどの措置を講ずること。

ハ 疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物については、隔離するなど過度なストレスがかからないようにすること。

疾病にかかり又は負傷した動物は、安静を保ちつつ必要な治療等を行うために隔離するなど過度なストレスがかからないようにすること。疾病又は負傷の程度によっては、動物を隔離するために与えるストレスが逆に動物の負担となることもあるので、治療等の必要性について検討すること。感染性の疾病に罹患した動物については、飼養する他の動物が感染しないように特段の配慮をすること。妊娠中又は育子中の動物についても安全な分娩を図り、育子放棄や子食いなどを防止するために適切に隔離するなど過度なストレスがかからないようにすること。ただし、雌雄共同又は群れで子育てを行う動物については、育子中の事故を防止するために必要な場合を除いてこの限りではない。

ニ 親子共に飼養するなど、幼齢な動物の健全な育成及び社会化に努めること。

動物の子どもは、その育成過程において親子関係、同腹子関係及び同種動物との関係の中でその種特有の社会行動を営む上で必要な行動様式を学ぶことにより、同種間での社会行動様式を身に付けていくといわれている。そうした上で人間を含めた他種の動物又は周辺的生活環境から受ける未知の刺激に対して徐々に適応させていくことで、それらに対して極端に異常な反応を示すことなく環境や刺激に適応した調和のとれた行動が取れるようになることが知られている。飼養又は保管状況下においても、飼養する動物が極端な異常行動を示すことなく環境に適応するために、親子共に飼養するなど幼齢な動物の健全な身体の育成及びその社会化に努める必要がある。ただし、もともと子育て行動を行わない種類の動物、母親が分娩事故等により死亡した場合及び母親による育子がうまく行かない場合並びに

希少動物を人為的に繁殖させる場合などはこの限りでない。

二 飼養する動物の衛生の確保並びに疾病及びけがの予防措置を講じるに当たっては、次に掲げる方法により管理を行うこと。

飼養する動物の衛生の確保並びに疾病及びけがの予防に当たっての管理方法について定めたものである。

イ 新たな動物を飼養施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間他の動物と接触させないようにすること。

飼養施設内に感染性の疾病の原因となる病原体を持ち込まないために、新たな動物を飼養施設内に搬入するに当たっては、その動物の外観、動作及び排せつ物等の状態を観察するとともに、せき、くしゃみ及び食欲等の健康状態を確認すること。また、動物は事業所に搬入されるまでの間の輸送等が肉体的及び精神的な負担となっているので、外観上健康と見えても飼養環境の変化に慣れるまで、既に施設内で飼養している他の動物と接触させないようにすること。

ロ 飼養する動物の疾病及びけがの予防並びに寄生虫の防除等日常的な健康管理に努めるとともに、動物が疾病にかかり又は負傷した場合には速やかに必要な処置を行うこと。

動物の外観、動作、食欲及び排せつ物等を観察し、日頃から動物の健康状態を把握するとともに、ダニやノミ等の外部寄生虫の駆除を行うなど日常の健康管理に努めること。異常等を発見した場合には必要に応じて隔離するなど安静を保ち、速やかに治療等の必要な処置を行うこと。

ハ 必要に応じて獣医師による診療及びワクチン接種が行われるよう

にすること。

飼養する動物の疾病や負傷等の状態が獣医師の治療等を要すると考えられる場合には、速やかに獣医師による診断を仰ぐこと。また、感染性の疾病の発生を防止するために、対象動物における感染性の疾病の発生状況等を考慮して必要なワクチン接種を依頼すること。

ニ 飼養施設及び設備又は器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、飼養する動物の排せつ物その他の廃棄物を適正に処理すること。

飼養施設全体やケージ、水槽等の飼養のための設備、給餌及び給水容器等の器具を常に清潔に保つため、定期的に清掃及び洗浄を行い、必要に応じて薬剤又は熱水浸漬、薬剤の噴霧等により消毒を行うこと。動物の排せつ物及び汚物等の廃棄物は、飼養施設内を汚染させることのないよう速やかに衛生的に処理し、ビニール袋に密封するかふた付きの容器に入れるなど衛生的に保管し、廃棄物の処理及び清掃等に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等を遵守し適正に処理すること。動物の排せつ物等を堆肥等に再利用する場合においても、その保管や処理に当たっては悪臭及びはえ等の害虫の発生、汚水の漏洩等により周辺的生活環境を損なうことのないよう努めること。

ホ ねずみ及びはえ、蚊等の害虫の侵入を防止するとともに、必要に応じて駆除すること。

排水孔にはふたをし、窓あるいは通風口には網戸等を設置し、施設の出入り口は開放しないように留意するなどしてねずみ及びはえ、蚊等の害虫の侵入を防止すること。施設内又はその周辺でねずみ又は害虫を発見した場合には、必要に応じて巢の撤去、薬剤の散布、捕獲器の設置等によりこれらを駆除すること。

ヘ 動物の死体は速やかに適正に処理すること。

動物の死体は、その死亡原因によっては感染性の疾病の感染源になることもあるので、飼養施設から速やかに除去し、感染性の疾病の再発及び汚染の拡大防止のために必要に応じて飼養施設及び設備等の消毒を行うこと。死体はビニール袋等に密封した上で冷暗な場所に保管し、廃棄物の処理及び清掃等に関する法律等を遵守し適正に処理すること。学術研究等の目的により動物の死体を利用する場合はこの限りではない。

ト 飼養する動物を輸送する場合には、衛生管理及び事故防止に必要な措置を講ずること。

飼養する動物を輸送する場合には、輸送距離及び輸送時間等を勘案し適切な輸送環境を整備するとともに休息を与えるなどにより動物に加えらる輸送中のストレスを軽減すること。長時間にわたり動物を輸送する場合には、必要に応じて適度に給餌及び給水すること。動物の輸送に用いる容器は、動物の種類や大きさ等を考慮し、動物が容器内であればることによる負傷や体力の消耗及び転倒すること等による輸送中の事故を防止するため、安全に収容できる大きさのものを選ぶこと。さらに、動物を輸送するための容器が車両内で転倒等しないよう固定するとともに、容器の破損等による動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。

三 飼養する動物の逸走及び事故を防止するため、次に掲げる方法により管理を行うこと。

飼養する動物の逸走及び事故を防止するための管理方法について定めたものである。

イ 飼養施設の日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養する動物の数及び状態を確認すること。

動物が安全に飼養施設内で生活できるよう日常的に施設の保守点検を行い、破損箇所等は速やかに補修すること。また、閉扉及び施錠等が確実になされているか、動物の数及び飼養施設から脱出するような異常な行動をしていないか等を日常的に確認すること。

ロ 飼養する動物が逸走した場合の措置をあらかじめ定めておくこと。逸走した場合には、その速やかな捕獲等に努めること。

動物が逸走した場合の緊急連絡網や捕獲体制等を定めたマニュアル等を作成し、それらを従業員に周知するとともに、捕獲用具等を配備し常で使用できるようにしておくこと。逸走した場合にはマニュアルに則り、速やかに近隣住民や関係機関に連絡するなどして周辺の安全を確保し、捕獲班を編成し逸走動物の捕獲に努めること。捕獲を安全に行うことができず、人の生命、身体又は財産に対する危害が切迫しているなどやむを得ない場合にあっては、緊急避難的措置として動物を殺処分することも有り得る。

ハ 地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置をあらかじめ定めておくこと。緊急事態が発生した場合には、速やかに飼養する動物の安全確保に努めること。

地震、火災等の緊急災害時における動物の飼養管理方法、避難方法や避難先等を定めたマニュアル等を予め作成しておくこと。緊急災害発生時は、施設の破損状況や動物の安全を確認するなどマニュアルに則り、速やかに飼養する動物の安全確保に努めること。

四 取り扱う動物の適正な飼養及び管理の方法並びに飼養する動物に起因する感染症の疾病に関する知識を習得するとともに、動物を飼養し又は管理する従業員等に対しそれらを習得させるための措置を講ずること。

動物取扱業者は、社会に対し業務を通じて動物の愛護と適正な飼養について広くまた密接に関係していくことになるため、動物の健康及び安全を保持するための適正な飼養の確保に対する役割が大きいことなどから、取り扱う動物の適正な飼養及び管理の方法並びに動物に起因する感染性の疾病（人畜共通感染症）に関する知識を習得することが望まれる。また、動物取扱業に係る届出者である業者本人のみならず、その従業員に対してもこれらを習得させるために研修を行ったり、研修受講の機会や教材を提供する必要がある。

五 次に掲げる動物取扱業者にあつては、前各号に掲げるもののほか、それぞれ次に掲げる方法により飼養する動物の管理等を行うこと。

前各号に定めた動物取扱業共通の動物の管理の方法に関する基準に加えて、次の各号に掲げる特定の動物取扱業者における動物の管理方法等について定めたものである。

イ 販売業者にあつては、販売する動物の適正な飼養及び管理の方法並びに当該動物に起因する感染性の疾病に関する情報を購入者に提供すること。

販売業者は、販売する動物の習性や特性、適正な飼養及び管理の方法並びに当該動物に起因する感染性の疾病について顧客に対して必要な情報を提供すること。この場合可能な限り文書等で提供することが望ましい。

ロ 販売業者にあつては、幼齢な動物については必要なワクチンの接種後に販売するように努めるとともに、その健康管理並びに健全な育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また、ワクチン接種済みの動物を販売する場合には、獣医師が発行した証明書類を添付すること。

幼齢な動物は、感染性の疾病に罹患する危険が高いことから、その販売

に当たっては、事前に獣医師から必要なワクチンの接種を受けるよう努めること。接種するワクチンについては通常流通しているもので、当該動物の入手先は現在の飼養施設における感染性の疾病の発生状況あるいは近隣における感染性の疾病の流行状況等を考慮し、当該動物の健康の保持に必要であるものを接種するよう努めること。また、幼齢な動物の販売に当たっては、販売後の飼養者の元で飼養する上で注意すべき健康管理や社会化についての情報を提供すること。この場合可能な限り文書等で提供することが望ましい。ワクチン接種済みの動物を販売する際には、動物が何の感染性の疾病に対するワクチンをいつ接種されたものであるかを購入者に知らせるために、獣医師の発行するワクチン接種済みの証明書類を添付すること。

ハ 販売のために動物を繁殖させる販売業者にあつては、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めること。

販売を目的として動物を繁殖させる販売業者は、過去の経産歴として遺伝性疾患に罹患した産出子がある動物及び現に遺伝性疾患に罹患している動物を繁殖に供さないよう努めること。

ニ 貸出し業者にあつては、貸出し先において飼養する動物の健康及び安全の確保がなされるよう、契約等の際において当該動物の取扱い方法等についての情報を提供すること。

貸出し業者は、貸し出し先において貸し出す動物の健康及び安全が確保されるよう、契約等の際において当該動物の取り扱い方法及び適正な管理の方法等について情報を提供すること。この場合可能な限り文書等で提供することが望ましい。

ホ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養する動物を搬出する都度当該飼養施設の清掃及び消毒を行うこと。

保管業者及び訓練業者は、顧客から預託され保管している動物間での感染性の疾病の感染を防止するために、飼養する動物を搬出する都度飼養施設の清掃を行い、薬剤の噴霧等により消毒を行うこと。

ヘ 展示業者にあつては、飼養する動物の健康を保持するため、観覧者が展示動物にみだりに食物を与えることができないよう必要な措置を講ずること。展示動物に食物を与えることを観覧者に認める場合には、認められた食物以外の食物が与えられることのないようにすること。

展示業者は、観覧者がみだりに食物を与えることにより、飼養する動物が健康を害することのないよう、案内板や口頭などによりみだりに給餌を行わないよう注意すること。食物を与えることを認める場合には、与えても良い食物を用意するなど、その種類、質及び量において動物の健康を害するような食物が与えられることのないようにすること。

ト 展示業者及び販売業者にあつては、観覧者又は顧客が飼養する動物に接触することを認める場合には、動物に過度なストレスがかからないよう、当該動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

展示業者及び販売業者は、観覧者又は顧客が飼養している動物に触れることを認める場合には、乱暴に触れたり、追い回したりすることなどにより動物に過度なストレスをかけることのないよう適切な触れ方について指導するとともに、触れられることによる動物の疲労を軽減するために適度な時間間隔で休息を与えること。または、動物が触れられることから退避できるような場所を設けること。